

令和3年度
第1回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和3年4月26日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和3年度第1回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和3年4月19日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和2年4月26日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年4月26日 13時00分			議長	山本 範夫
	閉会	令和3年4月26日 13時49分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	△	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	▲	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

遅延：議席番号7 熊澤威人 13:06 着席 第1回運営委員会報告より出席

議事録署名委員	議席番号 14番	古川美枝子	議席番号 15番	藤原純子
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	伊藤純子		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和査		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（伊藤事務局長）

それでは開会前ではございますが、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。令和3年度の定期人事異動で農業委員会に配属となりました伊藤純子と申します。よろしくお願いいたします。農業委員会は過去に在籍していたこともあるんですけれども、何分十数年前になりますので、新しい制度や新しい体制についても早期に学んで参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので皆様ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

総会資料の2ページをお開き願います。本日欠席となった委員の報告をします。議員番号9番菊田健生委員が所要のため欠席です。議席番号7番の熊澤委員も欠席となります。後で遅れてくるかもしれません。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和2年度八幡平市農業委員会第1回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、14番 古川美枝子 委員、15番 藤原純子 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和3年度八幡平市農業委員会第1回総会の会期についてお諮りいたします。

第1回総会の会期は令和3年4月26日、1日間とすることにしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山本会長)

異議なしと認めます。よって、令和3年度第1回総会の会期は、令和3年4月26日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長 (山本会長)

次に、事務局から第1回運営委員会報告及び第2回運営委員会報告を併せて行います。

事務局 (立花事務局長補佐)

それでは、総会資料の3ページをお開き下さい。第1回運営委員会報告を致します。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、並びに5項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

次第の順番を変更して進めました。

1項目め。令和3年度農業委員会事務局職員体制についてとなります。内容について事務局から説明を行った後に、事務局長から着任のあいさつが行われました。

2項目め。令和3年4月以降の主な会議・行事等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

3項目め。令和3年度主要事業概要及び農業委員会予算についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、5月10日(月)午前9時00分に決定となりました。

次のページの左上、2項目め。令和3年度第1回総会についてとなります。本日の第1回総会の運営について協議を行い午後1時00分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしましたところ。なお、併せて関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

3項目め。令和2年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について。及び、4項目め。令和3年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動」についてとなります。

関連があるため一括で協議を行い、作成スケジュールにより事務処理を進めることで決定され、市民からの意見を含めて5月に開催する農業委員会協議の協議事項で農業委員の皆様よりご協議をいただく事としております。

5項目め。令和3年度「農地の日」の取り組みについてとなります。内容について協議を行い、6ページの上側に記載したとおり決定されましたが、改めて本日の第1回委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5 情報提供等となります。

1 名の運営委員から情報提供がありました。情報提供の内容は「令和 2 年度は熊の被害が少なかったが猪の被害が増えている状況で、この他に日本鹿の被害が管内で多数出ています。」とのことで、関連して 2 名の運営委員からも情報提供がありました。

続いて、事務局からの提案により 1 件の協議を行い、6 ページの下側に記載したとおり決定されました。

次のページの左上、6 農業委員・推進委員改選の取り組みについてとなります。

1 項目め。応募状況の報告 途中経過 及び対策についてとなります。運営委員会を開催する直前までに受け付けた募集状況を追加し説明を行いました。

2 項目め。各地区調査会における募集に向けた取り組み状況について 情報交換 となります。

各地区長等より出された発言内容を記載しておりますので、ご確認をお願いします。

以上、令和 3 年度第 1 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 3 年 4 月 26 日 運営委員長 会長 山本範夫。

次のページとなります。

続きまして、第 2 回運営委員会報告を致します。

次第のとおり 1 項目の報告、並びに 2 項目の協議を行いました。

始めに報告となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3 報告・連絡事項となります。

1 項目め。農業委員・推進委員候補者の募集結果についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。改めて本日の第 1 回農業委員会の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。推進委員の再募集についてとなります。内容について協議を行い、13 ページの中ほどに記載したとおり決定されましたが、改めて本日の第 1 回農業委員会協議の協議事項で事務局より報告を行う事としております。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

2 項目め。その他となります。関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5 情報提供等となります。

運営委員からの情報提供等はありませんでした。

続いて、事務局から 1 件の事務連絡を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 3 年度第 2 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 3 年 4 月 26 日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第 1 回運営委員会会議報告」及び「第 2 回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局 (佐々木農地調整係長)

それでは、総会資料の 15 ページをご覧ください。

令和 3 年 3 月 25 日から令和 3 年 4 月 25 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番から、かた括弧 5 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 6 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 4 月 14 日の水曜日でございます、13 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、1 番委員 三浦美恵子 委員、17 番委員 竹田和夫 委員、18 番委員 石羽根正志 委員、19 番委員 山本範夫 委員の 4 名でございます。

また、事務局からは伊藤局長と古川主事と私の 3 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長 (山本会長)

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長 (山本会長)

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長 (山本会長)

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は4件となっております。

申請番号1、田頭第12地割63-3、畑、454㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は野菜を作付予定とのことです。

申請番号2、田頭第8地割109-49、畑、1,039㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は牧草を作付予定とのことです。

申請番号3、西根寺田第1地割44、田、1,276㎡を含む13筆28,647㎡です。親子間の贈与による所有権の移転です。申請地は今まで世帯で田は水稻を、畑はタバコを作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4、石神54-1、畑、314㎡を含む7筆8,786㎡です。親子間の贈与による所有権の移転です。申請地は、今まで別の後継者との使用貸借で田は水稻を畑は野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については3ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号18番 石羽根正志 委員にお願いします。

18番（石羽根委員）

18番 石羽根正志です。

申請番号1番ですが、位置は、寄木小学校から東へ約1.2kmの地点です。

売買による所有権の移転です。

申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、野菜を作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は、田頭小学校から北西へ約1.5kmの地点です。

売買による所有権の移転です。

申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後は、牧草を作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は、寺田小学校から北へ約5.1km以内に点在しております。

親子間の贈与による所有権移転です。

申請地はこれまで、世帯で田は水稻を畑はタバコを作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は、安代総合支所から北東へ約3.7km以内に点在しております。

親子間の贈与による所有権移転です。

申請地はこれまで、別の後継者との使用貸借で田は水稻を畑は野菜を作付していた農地です。権

利取得後も同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

審議、よろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は1件となっております

申請番号1、松尾寄木第19地割4-1、田、959㎡でございます。転用の目的は、農業用倉庫の建設です。内容は、倉庫、通路、駐車場等が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請番号1ですが、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、農業用施設等に該当することが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 18 番 石羽根正志 委員にお願いします。

18 番（石羽根委員）

18 番の石羽根正志です。

申請番号 1 番ですが、位置は、寄木小学校から北西へ約 900m の地点です。転用の目的は、農業用倉庫の建設です。現況は、田として自己保全管理されておりました。申請地は、自己所有地で、自宅に近く利便性が高いため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、例外規定においては、農業用施設等に該当することを確認いたしました。

申請農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 2 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第 3 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を

議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 8 ページをお開きください。今月の申請は 5 件になります。

申請番号 1 番から 3 番は関連がありますので一括で説明いたします。

申請番号 1、平笠第 12 地割 152、田、1,729 m²

申請番号 2、平笠第 12 地割 153、田、1,203 m²

申請番号 3、平笠第 12 地割 154、田、2,829 m²

転用の目的は、賃貸借権設定による砂利採取で 2 年間の一時転用となっております。

申請番号 4、兄畑中川原 48、田、4,428 m²。転用の目的は、賃貸借権設定による太陽光発電装置の設置となっております。

申請番号 5、兄畑中川原 56-2、田、2,369 m²。転用の目的は、賃貸借権設定による太陽光発電装置の設置となっております。

関係資料の 2 ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号 1 番から 3 番は、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。例外規定ですが、3 年以内の一時転用にあつては許可が認められております。申請番号 4 番と 5 番は、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない農地で第 2 種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 18 番 石羽根正志 委員にお願いします。

18 番（石羽根委員）

18 番の石羽根正志です。

申請番号 1 番から 3 番ですが、関連がありますので一括で説明いたします。位置は、平笠小学校から北西へ約 400m の地点です。転用の目的は、砂利採取で 2 年間の一時転用です。現況は、田で自己保全管理されておりましたが、砂利採取後は田に現況復旧するとのことでした。申請地の農地区分は、農振法に規定する農用地区域内の農地となりますが、3 年以内の一時転用は、許可が認められております。

申請番号 4 番ですが、位置は JR 兄畑駅から西へ約 650m の地点です。転用の目的は、賃貸借権の設定による太陽光発電装置の設置です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、事業実施適地であり、地権者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、第 1 種農地、第 3 種農地に該当しない農地で第 2 種農地と判断されますが、代替性がないことも確認いたしました。

申請番号 5 番ですが、位置は JR 兄畑駅から西へ約 700m の地点です。転用の目的は、賃貸借権の

設定による太陽光発電装置の設置です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、事業実施適地であり、地権者と合意ができたことから選定したとのことでした。申請地の農地区分は、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されますが、代替性がないことも確認いたしました。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようなので、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをお開きください。今月の申請は2件になります。関係資料3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、平笠第24地割295-1、畑、1,419㎡を含む2筆、2,450㎡です。現況は、雑木が生

い茂り、山林化しておりました。

申請番号2、田頭第12地割63-6、畑、32㎡です。現況は、隣接する住宅の敷地と一体的に利用されており、宅地化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号18番 石羽根正志 委員にお願いします。

18番（石羽根委員）

18番の石羽根正志です。

申請番号1番ですが、位置は、平笠小学校から南西へ約2.2kmの地点です。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は、立地条件が悪く、農作業機械が入れないため不耕作となり、平成元年頃に山林化したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、寄木小学校から北東へ約2.2kmの地点です。現況は、隣接する宅地と一体的に利用されており、宅地化しておりました。申請地は、申請者の父が、境界を越えて宅地として利用するようになり、平成10年頃より宅地化したとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすること

に決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをご覧ください。今月の申請は、44件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、大更第19地割106、田、1,117㎡です。

申請番号2、大更第31地割379、田、3,956㎡を含む2筆4,590㎡です。

申請番号3、大更第10地割299、田、2,674㎡を含む5筆11,747㎡です。

申請番号4、大更第15地割218、田、1,367㎡を含む3筆3,354㎡です。

申請番号5、田頭第11地割42-1、田、2,013㎡を含む4筆4,539㎡です。

申請番号6、平笠第1地割290-1、田、2,918㎡です。

申請番号7、平館第28地割15-1、田、2,918㎡を含む2筆3,874㎡です。

申請番号8、川原29-4、田、453㎡を含む3筆3,809㎡です。

申請番号9、上藤56、田、2,018㎡を含む5筆8,781㎡です。

申請番号10、晴山67-1、田、225㎡を含む10筆10,434㎡です。

申請番号11、田沢130、田、517㎡を含む7筆5,932㎡です。

申請番号12、殿坂下144、田、1,933㎡を含む3筆5,801㎡です。

申請番号13、平笠第20地割51-1、田、3,497㎡です。

申請番号14、平笠第19地割297、田、1,605㎡を含む2筆3,889㎡です。

なお、申請番号1、2、5、9は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。続きまして、使用貸借権の設定です。

申請番号15、大更第39地割561、田、5,290㎡です。

申請番号16、大更第32地割629、田、2,338㎡です。

申請番号17、平笠第1地割171、田、2,235㎡を含む3筆5,196㎡です。

申請番号18、平笠第1地割198の一部、田、500㎡です。

申請番号19、平館第4地割258、田、2,612㎡です。

申請番号20、帷子第15地割100-1、田、1,129㎡です。

申請番号21、松尾第2地割261-1、田、470㎡を含む4筆2,433㎡です。

申請番号22、松尾寄木第4地割144、田、1,977㎡を含む2筆3,975㎡です。

申請番号23、松木田111-1、田、122㎡を含む2筆365㎡です。

申請番号24、山口82-1、田、1,010㎡を含む2筆2,386㎡です。

申請番号25、中田80、田、1,943㎡を含む3筆6,438㎡です。

申請番号26、晴山60、田、1,680㎡を含む3筆6,610㎡です。

申請番号27、平笠第1地割198の一部、田、1,546㎡です。

申請番号 28、松尾第 29 地割 50-1、畑、2,273 m²を含む 2 筆 2,371 m²です。

なお、申請番号 15、17、22、26 は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

また、申請番号 18、27 は共有地の農地につき共有者の同意書が添付されております。

続きまして、所有権の移転です。

申請番号 29、堀切第 6 地割 112-1、田、503 m²を含む 4 筆 2,426 m²です。

続きまして、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号 30、田頭第 37 地割 180、田、2,364 m²を含む 4 筆 11,200 m²です。

申請番号 31、田頭第 39 地割 61、田、3,025 m²を含む 2 筆 4,821 m²です。

申請番号 32、田頭第 19 地割 6-1、田、3,072 m²を含む 5 筆 13,173 m²です。

申請番号 33、帷子第 10 地割 110、田、1,224 m²です。

申請番号 34、大更第 18 地割 81-1、田、3,412 m²です。

申請番号 35、平館第 2 地割 355、田、888 m²を含む 2 筆 2,650 m²です。

申請番号 36、安比高原 643、畑、9,917 m²です。

申請番号 37、山口 86、田、1,833 m²を含む 4 筆 6,263 m²です。

申請番号 38、久保田 87、田、2,179 m²を含む 6 筆 12,855 m²です。

申請番号 39、岩屋 26-1、田、147 m²を含む 4 筆 2,060 m²です。

申請番号 40、帷子第 10 地割 81-1、田、1,635 m²を含む 3 筆 3,539 m²です。

申請番号 41、安比高原 644、畑、9,917 m²です。

なお、申請番号 31、32、40 は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

続きまして、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号 42、西根寺田第 18 地割 33-1、畑、4,054 m²を含む 6 筆 8,309 m²です。

申請番号 43、野駄第 10 地割 94、田、437 m²を含む 28 筆 15,658 m²です。

なお、申請番号 42 は未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

最後に、中間管理事業を活用した所有権の移転です。

申請番号 44、大更第 4 地割 548-6、田、1,897 m²を含む 10 筆 45,179 m²です。

なおこの申請について、令和 3 年 3 月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地を新たな担い手へ売り渡しをする申請となります。

申請地の明細については 21 ページから 24 ページまでの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 5 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案 26 ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は 10 件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号 1、大更第 18 地割 81-1、田、3,412 m²です。

申請番号 2、田頭第 39 地割 38、田、2,921 m²です。

申請番号 3、田頭第 37 地割 180、田、2,364 m²を含む 5 筆 13,100 m²です。

申請番号 4、田頭第 19 地割 6-1、田、3,072 m²を含む 5 筆 13,173 m²です。

申請番号 5、平館第 2 地割 355、田、888 m²を含む 2 筆 2,650 m²です。

申請番号 6、帷子第 10 地割 81-1、田、1,635 m²を含む 4 筆 4,763 m²です。

申請番号 7、岩屋 26-1、田、147 m²を含む 14 筆 21,178 m²です。

申請番号 8、安比高原 643、畑、9,917 m²を含む 2 筆 19,834 m²です。

申請番号 9、西根寺田第 18 地割 33-1、畑、4,054 m²を含む 6 筆 8,309 m²です。

申請番号 10、野駄第 10 地割 94、田、437 m²を含む 28 筆 15,658 m²です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 6 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり「可」と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第6号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり「可」として市長に意見を送付することに決定いたしました。

6 閉会 (13時49分)

議長 (山本会長)

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第1回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局 (伊藤事務局長)

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年5月25日

会 長 _____

14 番 委 員 _____

15 番 委 員 _____

令和3年度

第1回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和3年4月26日（月）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟多目的ルーム1・2

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 第1回運営委員会報告
- (2) 第2回運営委員会報告
- (3) 農地法等に関する業務報告

5 議 事

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について

6 閉 会